

Bangladesh 輸出加工区 (EPZ) 関連法・規則全集

2020年9月
ジェトロ・ダッカ事務所

目次

第1章

輸出加工区（EPZ）に関する法令

5

バングラデシュ輸出加工区庁に関する法律（1980年）

6

バングラデシュ輸出加工区庁理事会への新規加入

16

1980年外国民間投資（促進と保護）法

17

輸出加工区内での企業設立に関する規則と手続

19

第2章

輸出加工区内の企業に対する為替管理規則

21

バングラデシュ輸出加工区における操業について

22

輸出加工区内の企業に対する信用枠拡大について

24

輸出加工区内Bタイプ企業に対する信用枠・送金方法の拡大について

26

輸出加工区内A・Bタイプ企業の輸出収益外貨口座預金について

27

輸出加工区内Bタイプ企業の輸出収益FC口座預金について

28

輸出加工区内Cタイプ企業の輸出収益FC口座預金について

29

輸出加工区内B・Cタイプ服飾企業のFC口座運営について

30

輸出加工区内B・Cタイプ企業のFC口座運営について

31

輸出加工区内の企業による外国為替の現金化について：SEMレートの適用

32

輸出加工区内A・Bタイプ企業によるFCでの支払いについて

33

輸出加工区内Aタイプ企業による輸出向け船荷証券・航空貨物受取証・
その他権利書類の発行と裏書について

34

非居住者によるFC預金口座について（NFCD口座）

35

非居住者の預金口座機能の拡大について

36

海外で働くバングラデシュ国民を含む非居住者・団体のFC口座に対する
金利適用について

37

輸出加工区内における銀行設立について	38
輸出加工区内におけるオフショア銀行設立について	39
特定事項に関する為替管理規則の簡素化について	40
第3章	
資本発行に関する文書	41
私的有限責任会社の外国人社員による株式売却に係る売上・譲渡収益の送金に関する通知	
第4章	
 Bangladesh 銀行輸出加工区における税関規則	42
旧 VAT 法のキャンセル	43
新 VAT 法の施行	44
付加価値税の免税	45
機械、装置、原材料輸入に係る関税および付加価値税の免除	46
1984 年関税規則（輸出加工区）	47
輸出加工区から国内関税地域（DTA）への物品輸出	50
輸出加工区内企業が生産する物品一覧	51
輸出加工区への輸入物品に係る通関手続	52
100%輸出目的で設置される保税倉庫から外貨での支払いと引き換えに輸出される Bangladesh 輸出加工区企業物品	53
輸出加工区内における土地譲渡にかかる印紙税の 50%免除	54
輸出加工区内における土地譲渡にかかる印紙税の免除	55
第5章	
輸出加工区における所得税規則	56
輸入品にかかる源泉	57
輸出加工区における機械・プラントの減価償却期間短縮	58

輸出加工区への輸入および輸出加工区からの輸出（要約）

59

第1章

輸出加工区（EPZ）に関する法令

Bangladesh 輸出加工区庁（BEPZA）に関する法律（1980年）

Bangladesh 輸出加工区庁（BEPZA）理事会への新規加入

1980年外国民間投資（促進と保護）法

輸出加工区（EPZ）内での企業設立に関する規則と手続

Bangladesh 輸出加工区庁に関する法律 (1980 年)
(法令番号 XXXVI・1980 年、1980 年 12 月 26 日付)
(1994 年 12 月 13 日修正)

当法令は Bangladesh 輸出加工区庁 (BEPZA) 設立に関する規定であり、EPZ 内での BEPZA 創設、発展、運営、管理、監督および関連事項について下記の通り定める：

1. 簡略名称と発効日

- (1) 当該法律の名称は Bangladesh 輸出加工区庁に関する法律 (1980 年) である。
- (2) 政府が官報にて公示する日付を発効日とする¹。

2. 定義²

当該法律において文脈上の矛盾がない限り、下記の定義を用いるものとする：

- (a) 「輸出加工区庁」とは、第 3 章に基づき設立される Bangladesh 輸出加工区庁を意味する。
- (b) 「理事会」とは、Bangladesh 輸出加工区庁の理事会を意味する。
- (c) 「執行理事会」とは、Bangladesh 輸出加工区庁の執行理事会を意味する。
- (d) 「議長」とは、理事会の議長を意味する。
- (e) 「規定の」とは、当該法律にて規定されることを意味する。また、
- (f) 「区」とは、第 10 章に基づき、輸出志向産業の設立を目的として政府が輸出加工区に指定する地域を意味する。

3. 輸出加工区庁の設立

- (1) 当該法律の発効後、政府は官報での公示をもって、当該法律に規定する目的を遂行するため Bangladesh 輸出加工区庁を設立できるものとする。
- (2) 輸出加工区庁は、永続的継承権および社印を有する法人として、動産、不動産を問わず資産を取得、保有、処分する権限を有し、法的主体として訴訟当事者となりえる。

.....
¹ 当該法律は 1981 年 4 月 14 日に発効した (1981 年 4 月 13 日付 Bangladesh 官報 781 ページの SRO 通達 113-L/81 を参照)

² Bangladesh 輸出加工区庁は 1981 年 4 月 15 日に設立された (1981 年 4 月 15 日付 Bangladesh 官報 783 ページの SRO 通達 11-L/81 を参照)

SA. 趣旨

(1) 輸出加工区庁の趣旨および管理は執行理事会が担当し、下記(2)に基づき輸出加工区庁が有するあらゆる権限を行使するものとする。

(2) 執行理事会は、理事会の指示に随時従いつつ、その機能を遂行するものとする。

4. 本部その他

(1) 輸出加工区庁の本部はチッタゴンに設置されるものとする。

(2) 輸出加工区庁はその適切とみなす地域にオフィスを開設できるものとする。

4A. 輸出加工区庁の目的²

輸出加工区庁の目的は下記の通り：

(a) 輸出加工区内の外国投資奨励と促進によってバングラデシュの経済発展に寄与する。

(b) 輸出加工区を通じたバングラデシュからの輸出増加によって外貨収入源を多様化させる。³

(c) バングラデシュ経済基盤拡大と強化のため、輸出加工区内での産業、商業設立と発展を奨励する。³

(d) 先端技術の習得によって雇用機会を創出し、人材および管理技術を刷新する。

5. 理事会⁴

(1) 輸出加工区庁の理事会は第3項に基づき、下記のメンバーによって構成される⁶：

(a) 議長

(b) 産業、商業、財務、企画、外交、エネルギー、港湾、船舶輸送を扱う官庁、部署において職権を有する所轄大臣

(c) 職権を有するバングラデシュ銀行総裁

(d) 産業、商業、財務、企画、外交、エネルギー、港湾、船舶輸送を扱う官庁、部署において職権を有する秘書官

(e) 執行理事会において職権を有する議長かつ秘書官

(2) 首相または首相の任命するメンバーを理事会の議長とする。⁵

.....
¹ 第3A章は1986年法令番号LII、s3により挿入された。

² 第4A章は1984年法令番号XLIX、s2により挿入された。

³ 1986年法令番号LII、s4により(b)の文末の読点は句点に変更され、(c)、(d)が新たに挿入された。

⁴ 第5・6章の同じ箇所にs5により挿入された。

⁵ 「首相」の文言は1992年法令XXX、s2により「大統領」の代わりに挿入された。

(3) 政府は首相の承認に基づき、理事会への新規加入および脱会を官報にて公示できるものとする。⁷

5A. 理事会の機能

(1) 理事会は下記の通りとする：

- (a) 輸出加工区庁および輸出加工区における運営管理政策を策定する
- (b) 執行理事会および輸出加工区における活動と成果を随時見直す
- (c) 輸出加工区庁および輸出加工区における効率的な管理運営のために適切とみなされる指示、指導を行う

(2) 理事会の施行する政策、指示、指導は政府による施行と同等にみなされ、管轄官庁、部署の正式承認は不要とされる。

5B. 執行理事会

- (1) 輸出加工区庁における執行理事会は議長1名とメンバー3名により構成される。
- (2) 議長は執行議長と呼ばれ、輸出加工区庁のCEOとされる。
- (3) 執行議長およびその他メンバーは政府によって任命され、政府が妥当とみなす地域にオフィスを開設する。
- (4) 執行議長の座が空席となった場合、または欠席、病気、その他事由によってその責務を遂行するのが困難となった場合には、政府は妥当とみなす方法によって執行議長の果たすべき責務を遂行すべきものとする。
- (5) 執行議長の座が空席となったり、または執行理事会の構成に不備があっても、それのみを理由に執行理事会が行う手続を無効としたり、疑義をかけることはできないものとする。

6. 会合

- (1) 本章に記載される通り、理事会および執行理事会は会合手続を統括するものとする。
- (2) 理事会の会合は全て議長との協議に基づき理事会の秘書官がその定める場所にて召集開催するものとする。

.....
⁶ 「(3)の規定の規定に基づく」の文言は、1994年法令番号XXII、s2により「構成される」に変更となった。

⁷ (3)は1994年法令番号XXII、s2により挿入された。

- (3) 執行理事会の会合は全て執行議長がその定める場所にて召集開催するものとする。
- (4) 理事会の会合は全て議長が統括し、議長が欠席の場合には議長が任命する理事会メンバーかつ大臣の職務にある者が代理統括するものとする。
- (5) 執行理事会の会合は全て執行議長が統括するものとする。

6A. 協議委員会¹

(1) 執行理事会はその責務を執行するにあたり、協議委員会の助言と支援を得るものとする。当該協議委員会は下記のメンバーによって構成される：

- (a) 国内資源部署のスタッフより選出される1名
- (b) 産業省のスタッフより選出される1名
- (c) 商業省のスタッフより選出される1名
- (d) 輸出促進局のスタッフより選出される1名
- (e) 財務部署のスタッフより選出される1名
- (f) 産業省によって著名な業界人より選出される1名
- (g) 産業省によって各区域の業界人より選出される1名
- (h) 産業庁の長官、またはその任命する人物
- (i) 企画委員会の部長
- (j) 輸出加工区所在地の部のコミッショナーまたはその任命する人物1名
- (k) 輸出加工区所在地の上下水道庁の議長
- (l) 政府が任命するチッタゴン港湾局議長またはチャルナ局議長
- (m) 輸出加工区所在地の都市開発、発展を担当するあらゆる部門の議長

.....
¹ 第6A章は1984年法令番号XLIX、s5により挿入された。

² 1986年法令番号LII、s7(a)により旧文言の代わりに挿入された。

- (n) Bangladesh 小規模産業、家内工業団体の議長
- (o) Bangladesh 経済団体連合会 (FBCCI) によって選出される 1 名
- (p) Bangladesh 経済団体連合会によって選出される 4 名、会議所内の各部署議長から選出される 1 名
- (q) 輸出加工区内にて設立される企業の所有者または株主から輸出加工区庁によって選出される 1 名
- (r) 輸出加工区庁が選出するその役人かつ協議委員会の秘書官も務める 1 名、および
- (s) 政府が任命する人物

- (2) 執行議長は職権を有する協議委員会の議長とする。¹
- (3) 協議委員会の会合は議長がその定める場所にて召集開催されるものとする。²
- (4) 協議委員会の会合は全て議長によって統括され、議長が欠席の場合にはその任命する執行理事会によって統括されるものとする。^{3・4}
- (5) 協議委員会の会合にて定足数を満たすには全メンバーの 3 分の 1 以上の出席が必要とされる。

6B. 認可決済委員会

- (1) 認可決済委員会という名称の委員会を設置する。
- (2) 当該委員会は下記のメンバーにより構成される：
 - (a) 職権を有する執行議長
 - (b) 職権を有する株式発行監査官
 - (c) 職権を有する持ち株会社登録官
 - (d) 職権を有する Bangladesh 銀行為替管理部門長
 - (e) 輸出加工区庁により任命され、かつ認可決済委員会の秘書官も務める役人
- (3) 当該委員会は会社登記、株式発行、外国為替取引および輸出加工区内での認可産業の運営上必要とされる事項において、執行理事会を支援するものとする。

.....
¹ 1986 年法令番号 LII、s7 (b) により「輸出加工区庁議長」の文言の代わりに挿入された。

² (3) の代わりに同じ箇所に s7 (c) により挿入された。

³ s7 (d) (i) により「議長」の文言の代わりに挿入された。

⁴ s7 (d) (ii) により「任命される輸出加工区庁」の文言の代わりに挿入された。

⁵ 第 6B 章は s8 と同じ箇所に挿入された。

(4) 本章に記載される通り、当該委員会は最低月1回会合を開き、当該委員会が会合手続を統括する。

(5) 当該委員会の会合は秘書官が召集開催し、議長が議事進行を務めるものとする。

7. 輸出加工区庁の機能

輸出加工区庁の機能は下記の通り：

(a) 輸出加工区の創設と開発のため政府が取得する土地を所有する。

(b) 投資家に対し、販売、リース、賃貸目的のため輸出加工区内の土地建物スペースを割当て、投資家が金融機関、銀行から融資を受けるための当該土地担保設定を許可する。¹

(c) 建物、公共設備、倉庫などのインフラを提供する。

(d) 輸出加工区内での企業設立申請を受理し、政府のガイドラインに基づき随時認可する。²

(e) 輸出加工用の建築資材、梱包材、原材料、中間財を輸出加工区内へ輸入するため、税関規則に基づき保税施設を提供する。

(f) 輸出加工区内での使用のため原材料、半加工品の輸入を許可し、また半加工品、加工品または所定の手続きに基づき理事会が指定する資材の輸出を許可する。³

(g) 輸入原材料、中間財を保税状態にて輸送する際の支援と完成品の輸出支援を行う。

(h) バングラデシュ銀行と協議の上、輸出加工区内にて必要な銀行施設を提供する。

(i) 輸入原材料、中間財を保税状態にて輸送し、また完成品を輸出するため港湾、地域当局との連絡体制を確立する。

(j) 政府のガイドラインに基づき、輸出加工区内での効率的な運営のため、バングラデシュ人の適任者が得られない職務につき、随時外国人の雇用を認可する。

.....
¹ 1986年法令番号 LII、9 (a) により (b) 項に挿入された。

² 1984年法令番号 XLIX、s6 (a) により (c) 項に挿入された。

³ 1986年法令番号 LII、9 (b) により「政府」の文言の代わりに挿入された。

- (jj) 当該法律の趣旨に基づき、政府承認の上で契約関係を締結する。⁴
- (k) 上記の機能を果たすために必要とみなされる行為を遂行する。

7A. 倉庫設置その他¹

当該法律に関係なく、政府の指示および輸出志向産業による輸出に必要な原材料、梱包材、半加工品、付属品のバングラデシュ国内への輸入に関する関税規則に基づき、輸出加工区庁は保税施設の設置、維持、管理を行うものとする。

8. 資金

(1) 輸出加工区庁は下記の金銭を預かる資金を保有する：

- (a) 政府の援助、融資
- (b) 政府が承認する機関からの融資
- (c) 輸出加工区内にて企業設立のために割当てられる土地から生じる収益
- (d) 輸出加工区内に設立される企業に対し建物をリースする際の賃料収入
- (e) サービス提供にかかるサービス料収入
- (f) 輸出加工区庁に対し、上記以外から支払われる金銭

(2) 当該資金は当該法律に規定される輸出加工区庁の目的を遂行するために使用されるものとする。

9. 借入れ権限

輸出加工区庁は当該法律に規定される目的を遂行するため資金の借入れができるものとする。²

10. 輸出加工区の創設権限

政府は官報での公示をもって当該法律の趣旨に基づく輸出加工区の創設区域を指定するものとする。

11. 輸出加工区用の土地取得

当該法律の趣旨に基づき土地または土地に係る権利の取得が必要とされる場合、政府は土地取得法（1984年1）に基づき、公益にかなう形で当該土地および土地に係る権利を取得するものとする。

.....
⁴ 1984年法令番号 XLIX、s6 (b) により (jj) 項に挿入された。

¹ 第7A章は1985年法令番号 XIII、s2 (a) により挿入された。

² 1984年法令番号 XLIX、s7 により「政府の事前承認をもって」の文言が削除された。

³ 第11A章は1984年法令番号 XLIX、s8 により挿入された。

* 1982年法令番号 II、不動産取得法令を参照のこと。

11A. 特定法令の輸出加工区における適用免除²

政府は官報での公示をもって、輸出加工区における下記の法令の全部または一部の適用を免除し、または輸出加工区での適用に際し修正、改定を指示することができるものとする。

- (a) 印紙法（1899年II）
- (b) 会社法（1913年II）
- (c) 酒類および塩に関する法律（1944年I）
- (d) 外国為替規制法（1947年VII）
- (e) 雇用労働者法（服務規定）（1965年VIII）
- (f) 産業関係法（1969年XXIII）
- (g) 土地開発税金法（1976年XLII）
- (h) 所得税法（1984年XXXVI）¹
- (i) 地方税法（1881年X）¹
- (j) 爆発物法（1884年IV）
- (k) 電気法（1910年IX）
- (l) ボイラー法（1923年V）
- (m) 建築法（1953年II）
- (n) 消防法（1959年XVII）
- (o) 工場法（1965年IV）
- (p) チッタゴン地方自治体法（1982年XXV）

11B. 委員会

当該法律に基づき解釈される委員会に加え、理事会または執行理事会はその機能を遂行する上で支援提供を求めべき委員会を複数指定できるものとする。³

11C. 委員会への加入と脱会⁴

当該法律に関係なく、政府は書面での通知および首相の承認をもって、6Aおよび6Bに基づく協議委員会および認可決済委員会ならびに11Bに基づく他の委員会への加入、脱会を指示できるものとする。

.....
¹ (h) 項の文末は句点から読点に変更され、1986年法令番号LII、s10に基づき(i)、(j)、(k)、(l)、(m)、(n)、(o)、(p)が挿入された。

² 第11B章はs11により同じ箇所に挿入された。

³ s12により「政府」の文言が代わりに挿入された。

⁴ 1994年法令番号XXII、s3により第11C章が挿入された。

12. 輸出加工区内での企業設立許可、その他

(1) 輸出加工区内にて企業設立を希望する場合は、所定の書式をもって輸出加工区庁に許可申請するものとする。

(2) 輸出加工区庁またはその他の申請処理担当者は、上記(1)に基づく申請受理後、理事会の定める規則に従い申請を処理し、要件を満たすものについてはこれを許可するものとする。

13. 輸出加工区内での土地割当て

輸出加工区庁は、その定める規則に従い、第12章に基づき輸出加工区内での企業設立を許可された者に対し、土地を割当て、リース、または賃貸するものとする。

14. 輸出加工区内での銀行の営業許可¹

輸出加工区庁はバングラデシュ銀行の許可をもって、外資、地場銀行を問わず輸出加工区内での営業を許可し、バングラデシュ非居住者をその顧客として、当座預金その他資金を受け入れるものとする。

15. 保税施設その他

他の法令いかに関わらず、下記を課すことはできないものとする：

(a) 輸出加工区内に輸入される原材料に対する関税、物品税、消費税、輸入許可、許可料その他の料金

(b) 輸出加工区から輸出される物品に対する税金その他料金

16. 輸出加工区内にて設立可能な企業形態、その他

輸出加工区庁は、書面による政府の事前承認をもって、輸出加工区内にて設立可能な企業形態を決めることができるものとする。

17. 予算

輸出加工区庁は毎年政府の定める日に所定の書式をもって、予想される収入、支出を示した予算案を提出することができるものとする。

18. 会計監査

(1) 輸出加工区庁の会計は政府の定める方式、書式にて管理されるものとする。

(2) 1974年会計監査法（追加機能について）（1974年のXXIV）および1973年バングラデシュ公認会計士法（1973年のP.O. No. 2）を侵すことなく、輸出加工区庁の会計はその任命する公認会計士を監査人として監査される。当該任命には政府の事前承認が必要かつ報酬支払い額は政府が定めるものとする。

.....
¹ 第14章は1984年法令番号XLIX、s9により挿入された。

(3) 上記(2)に基づき任命される監査人は輸出加工区庁の年次バランスシートおよび付随する書類を監査し、輸出加工区庁から提出される帳簿類のリストを保管し、常時これらを参照し、必要であれば輸出加工区庁の役人に質問する権限を有する。

(4) 監査人は輸出加工区庁の帳簿類およびその活動の実態を政府に書面にて報告し、輸出加工区庁に説明を求めた際に適切な回答が得られたかについても報告するものとする。

(5) 政府は輸出加工区庁がその債権者および政府の利益保護のため適切な措置を講じているか、また監査に必要な手続がとられているかについて監査人に報告させ、また公益保護のために必要であれば監査範囲の拡大および変更を指示することができるものとする。

19. 報告提出その他

(1) 輸出加工区庁は会計年度末に政府に対し、すみやかにその年の活動報告を提出するものとする。

(2) 輸出加工区庁は政府の指定する間隔にて、下記を提出するものとする：

- (a) 政府が要求する会計書類、見積、統計などの報告書
- (b) 特定事項について政府が要求する情報、意見
- (c) 審査その他のため政府が要求する書類のコピー

20. 人員任命その他

輸出加工区庁は、その機能を果たす上で効率的かつ必要とみなす従業員、顧問、監査人、請負人を任命できるものとする。

21. 政府方針その他

(1986年法令番号LII、s13に基づき省略)

22. 規則策定権限

政府は官報での公示をもって、当該法律に定める目的を遂行するための規則を策定できるものとする。

23. 規制策定権限

輸出加工区庁は政府の承認をもって、当該法律に反しない範囲で規制を策定し、当該規制をもって上記規則に定めなき事項を規制し、当該法律の目的を迅速に遂行するものとする。

24. 問題解決¹

当該法律を施行する上で問題が生じた場合には、政府は問題解決に必要なあらゆる措置を講じる指示を出すことができるものとする。

.....
¹ 第24章は1986年法令番号LII、s14により挿入された。

Bangladesh 輸出加工区庁理事会への新規加入
 (理事会 SR0 番号 78-法律 95、1995 年 5 月 25 日付)

1980 年 Bangladesh 輸出加工区庁法の第 5 章第 (3) 項 (1980 年の XXXVI) および首相承認に基づき、政府は首相府秘書局長および投資局長に対し、Bangladesh 輸出加工区庁理事会への新規加入を承認するものとする。

1980 年外国民間投資（促進および保護）法
（1980 年法令番号 XI）

当該法律は、バングラデシュにおける外国民間投資の保護と促進のために策定された。また、その目的を遂行するため下記の事項を定める：

1. 簡略名称

当該法律の名称は、1980 年外国民間投資（促進および保護）法である。

2. 定義

(1) 当該法律において文脈上の矛盾がない限り、下記の定義を用いるものとする：

(a) 「外国資本」とは、外国籍の人物またはバングラデシュ以外の国にて設立された会社によってバングラデシュに投資された資本を意味し、外国為替、輸入機械および設備、または政府の承認する形態での投資を意味する。

(b) 「外国民間投資」とは、外国籍の人物またはバングラデシュ以外の国にて設立された会社によってバングラデシュに投資された外国資本を意味するが、外国政府 および政府機関は除外される。

(c) 「事業」とは、政府の特定する産業、組織、物品の生産、加工に従事する事業、鉱物資源、製品およびそれらの供給、サービス提供などを意味する。

(2) 当該法律にて定義されず使用される文言については、1913 年会社法（1913 年の VII）と同じ意味をもつものとする。

3. 外国民間投資

(1) 政府は外国民間投資促進のため、あらゆる事業において、下記に該当する外国資本企業の設立を許可できるものとする。

(a) バングラデシュに存在せず、政府がその設立を奨励する事業

(b) バングラデシュで稼動しておらず、経済、社会的必要性に合致している規模の事業

(c) 下記に寄与する可能性のある事業：

(i) バングラデシュにおける資本、技術、管理資源の開発、または

(ii) 天然資源の開発、流通、効率的利用

(iii) バングラデシュ国家収支の安定化

(iv) バングラデシュ国内雇用機会の創出

(v) 上記以外のバングラデシュ経済発展

(2) 上記 (1) の外国資本による事業設立許可は、政府の定める条件に従うものとする。

4. 保護および公正な処遇

政府は外国民間投資を公正に処遇し、バングラデシュ国内にて十分な保護と保証を提供するものとする。

5. 許可の条件その他

政府が外国民間投資事業に対し付与する許可、認可、またはライセンスの条件は、一方的にこれを変更することはできないものとする。また、規則、規制の適用において、

外国民間投資事業がバングラデシュ市民による同様の民間投資との間で差別されてはならないものとする。

6. 損失補償その他

市民騒擾、暴動、蜂起が原因で外国民間投資に損失が生じた場合には、バングラデシュ市民による民間投資と同等の損失補償、損害賠償、原状回復、その他措置を講じるものとする。

7. 収用と国営化

(1) 外国民間投資は公益にかなう場合にのみ、適切かつ譲渡可能な対価を迅速に支払うことにより収用、国営化または同等の効果をもつ措置をとることができるものとする。

(2) 上記(1)に基づく適切な対価額は、政府が収用、国営化する直前の投資事業の時価と同額とする。

8. 投資の送金

(1) 外国民間投資における資本、収益の送金および事業整理による収益送金の場合には、全額保証されるものとする。

(2) 上記(1)の保証は、例外的な財政、経済状態下において政府が法律、規則に基づき行使する権利に従うものとする。

9. 問題解決

当該法律を施行する上で問題が生じた場合には、政府は問題解決に必要なあらゆる措置を講じる指示を出すことができるものとする。

輸出加工区内での企業設立に関する規則および手続
(1981年3月19日の国家経済評議会執行委員会 (ECNEC) 会合において承認)

Bangladesh 輸出加工区内に設立される企業は下記の通り分類される :

- (a) Aタイプ : 海外在住の Bangladesh 国民による投資を含む、全額外国資本
- (b) Bタイプ : Bangladesh 在住外国人と Bangladesh 人起業家による合弁プロジェクト
- (c) Cタイプ : Bangladesh 在住の Bangladesh 人起業家による全額出資

Aタイプに対しては下記の条件が適用される :

- (a) 建設費を含むプロジェクト投資は、起業家の保有する外為資金によって全額充当される。
- (b) 原材料および賃料、税金、賃金、交通費、現地材料、修繕、維持に必要な支払いを含む運営資本全額は、起業家からの外貨送金または輸出収益によって充当される。
- (c) 全製品は原則として Bangladesh 国外への輸出が義務付けられるが、例外的な状況下においては、輸出加工区にて製造される製品の国内販売が可能となる。販売代金は外為にて支払われ、また関税等の必要な形式に従うものとする。
- (d) 全企業は Bangladesh 銀行に対し、Bangladesh から輸出される製品の船積後すみやかに、当該製品の FOB (本船渡し) 価格を申告し、当該輸出収益は外貨口座にて保有されるものとする。
- (e) 輸出加工区内にて使用される機械、設備、装置およびその交換用スペア部品、原材料、梱包資材、建築設備その他材料の輸入に係る輸入税、物品税、入市税などの税金は全て免除されるものとする。
- (f) 輸出加工区内での加工目的で外貨にて販売される Bangladesh 製品または原材料は、Bangladesh からの輸出とみなされ、輸出税等の通常の輸出形式に従い、また随時優遇措置を受けることができるものとする。
- (g) 輸出加工区内にて生産される製品は、物品税および輸出税が免除される。
- (h) 輸出加工区内にて設立される事業から生じる収入、利益、利得は全て所得税法に基づき生産開始月から10年間所得税が免除される。10年経過後は、輸出収益に係る所得税の50%還元措置が付与される。
- (i) 事業を担う会社の所在地は、会社法に基づき外国企業として登記されるものとする。
- (j) 輸出加工区内にて雇用され、課税対象地域到着から4年にさかのぼって当該地域での非居住者かつ非市民であった外国人技術者は、所得税法第4章第(3)項(XIII)の条件を満たし、かつその給与所得が居住国にて所得税免除される場合には、課税対象地域においても到着後3年間、所得税が免除される。
- (k) 全事業は Bangladesh 銀行および共同持ち株会社登録署に対し、監査、認証済みの年次会計報告書を提出するものとする。

Bタイプに対しては下記の条件が適用される :

- (a) 機械、スペア部品の外国からの輸入費用は外国人パートナーがその資本をもって支払うものとする。
- (b) 輸入、現地調達を問わず、製造、加工用原材料は全て外国人パートナーが国外から持ち込む資本をもって支払うものとする。
- (c) 上記(a)、(b)以外で、外国人パートナーによって支払われない現地通貨建て投資コスト(運転資本含む)については、現地パートナーがこれを負担するものとする。

(d) バングラデシュ起業家による現地通貨建て借入れは、バングラデシュ銀行の制限規則に従い許可されるものとする。

(e) 輸出加工区庁の合意と承認をもって外国人パートナーが行う投資範囲には原材料輸入は含まれないため、バングラデシュ銀行が現地パートナーに対し、当該輸入に必要な信用状開設を随時許可できるものとする。

(f) 外国人パートナーに対する配当金は外国為替にて、現地パートナーに対する配当金は現地通貨にて送金されるものとする。

(g) 事業を担う会社は、会社法に基づきバングラデシュ企業としてバングラデシュ国内にて登記されるものとする。

Cタイプに対しては下記の条件が適用される：

(a) 機械、スペア部品、原材料、その他輸入資本財は送金不可の外国為替、サプライヤーズ・クレジット、源泉課税方式、その他政府が承認する方法によって支払われるものとする。外国人技術者の給与もこれに準じる。

(b) 最初に原材料を輸入する際には、バングラデシュ銀行の承認をもって、流通為替市場（SEM）にて外貨調達できるものとする。以後の原材料、スペア部品輸入には、バングラデシュ銀行に預金している外為の範囲内にて、外為での支払いができるものとする。

(c) 上記（a）、（b）以外の建築費用、運転資本は、起業家がバングラデシュ国内に有する資金をもってまかなうものとする。

(d) 輸出収益は全額バングラデシュ銀行に預金するものとする。

(e) 当該法律にて規定される企業は全て、バングラデシュ国内の為替規制に従うものとする。輸出志向企業に付与される優遇措置等を輸出加工区内の企業に適用するには、政府の承認が必要とされる。

第2章 輸出加工区内の企業に対する為替管理規則

Bangladesh 輸出加工区における操業について

輸出加工区内の企業に対する信用枠拡大について

輸出加工区内 B タイプ企業に対する信用枠・送金方法の拡大について

輸出加工区内 A・B タイプ企業の輸出収益外貨口座預金について

輸出加工区内 B タイプ企業の輸出収益 FC 口座預金について

輸出加工区内 C タイプ企業の輸出収益 FC 口座預金について

輸出加工区内 B・C タイプ服飾企業の FC 口座運営について

輸出加工区内 B・C タイプ企業の FC 口座運営について

輸出加工区内の企業による外国為替の現金化について：SEM レートの適用

輸出加工区内 A・B タイプ企業による FC での支払いについて

輸出加工区内 A タイプ企業による輸出向け船荷証券・航空貨物受取証・その他権利書類の発行と裏書について

非居住者による FC 預金口座について（NFCD 口座）

非居住者の預金口座機能の拡大について

海外で働く Bangladesh 国民を含む非居住者・団体の FC 口座に対する金利適用について

輸出加工区内における銀行設立について

輸出加工区内におけるオフショア銀行設立について

特定事項に関する為替管理規則の簡素化について

民間企業によるロイヤルティ、技術ノウハウ、技術支援、トレーニング、コンサルタント業務から発生する料金の送金について

バングラデシュ輸出加工区における操業について
(1983年5月10日、バングラデシュ銀行FE文書No. 37)

1980年バングラデシュ輸出加工区庁に関する法律（1980年のXXXVI）に基づき、輸出加工区はバングラデシュ輸出加工区庁の監督下にバングラデシュ国内にて設立されるものとする。

1. 規制

輸出加工区内における企業運営の詳細については、輸出加工区庁の発行する規則、手続に記載される。

2. 輸出収益の送金

輸出加工区からの輸出によって生じる収益は、バングラデシュ国外への通常の輸出同様、EXP書式6部をもって税関に申告する。ただし、損失補償の観点から、当該書式にはゴム印を押すかまたは「輸出加工区からの輸出」との文言を太字印刷し、通常の輸出と区別するものとする。

3. 輸出における外為の開放

バングラデシュ銀行の外為を開放するため、輸出加工区からの輸出に対し下記の手続を適用するものとする：

(i) Aタイプ企業（100%外国資本）は、輸出日から4カ月以内に、輸出収益をバングラデシュ国内に持ち込めるものとする。その後、バングラデシュ銀行支店に対し、代理人を通じた海外送金またはバングラデシュ銀行公認ディーラーの管理下で外貨預金にて保有するための申請をする。申請書類には当該輸出の詳細（EXP書式番号、日付、輸出品の詳細、FOB価格、輸送費用、受取人の住所氏名）および外為輸出収益の受領日（公認ディーラーによって書面で証明された日付）を記載するものとする。また、輸出品の生産に係るコストは公認ディーラーに対する外為売却を用いたものを除き、全て現地通貨以外によって支払われた旨の証明書類を提出するものとする。バングラデシュ銀行は必要であれば、当該事実を証明する追加書類の提出を要求できるものとする。

バングラデシュ銀行は、当該書類の記載事項を承認後、運賃込み値段（C&F）・本船渡し値段（FOB）から5%を控除し、残りを送金または外貨口座にて保有することを許可するものとする。当該控除は各会計年度の税金を控除した後、および現地通貨建て生産コストを差し引いた後に行われるものとする。または、輸出業者とバングラデシュ銀行の間で事前の合意があれば、輸出収益の95%をバングラデシュ国内の公認ディーラー管理の下、外貨にて保有できるものとする。

輸出収益保有および外国為替送金受取り後の貸方記入のため、バングラデシュ国内の公認ディーラーの管理下にて外貨口座を保持し、国内での支払い、海外からの機械、原材料輸入のための海外送金、サービス料、ロイヤルティ支払い、リース契約に基づく融資返済などのために自由に預金引出しができるものとする。また、賃金、賃料、税金等の支払いのため、タカ通貨口座を保有することも可能である。当該口座については国内外為送金または外貨口座資金の両替を通じて預金するものとする。

(ii) Bタイプ企業（合弁プロジェクト）は、外為輸出収益全額を輸出日から4カ月以内に、公認ディーラーを通じてバングラデシュへ送金し、当該輸出に係る輸入材コストおよびその他外貨建てコスト相当額を外貨口座へ振込めるものとする。現地通貨建て輸出収益については公的為替レートを適用しバングラデシュタカ通貨に両替されるものとする。

現地通貨建て、外貨建て生産コストについては、公認ディーラーによる収益証明書およびバングラデシュ銀行が提出を求める書類をもって申告するものとする。

輸出収益を扱う公認ディーラーは、バングラデシュ銀行の承認をもって、通常の為替ポジション以外に外為を保有できるものとする。

(iii) Cタイプ企業（100%現地資本）は、通常の為替管理規則に基づき、4カ月以内に輸出収益を送金できるものとし、外貨口座に輸出品（輸入材コストを含む）のFOB価格相当分を振込むため、上記4.(ii)に基づき、バングラデシュ銀行に申請を行うものとする。当該口座は外貨にて得られた融資収益などの貸方記入に利用でき、また原材料、機械、スペア部品等の輸入および海外からの融資返済のため引出せるものとする。

4. バングラデシュ物品の輸出加工区における販売

バングラデシュ物品または原材料を輸出加工区内にて販売し外貨にて支払いを受ける場合には、バングラデシュからの輸出とみなされ、通常の為替規制が適用される。また、EXP書式を用いた申告および4カ月以内の収益送金が要求される。

5. 配当送金

合弁プロジェクト（Bタイプ企業）に対しては、既存の為替管理規制に基づく監査済み財務書類の提出をもって、バングラデシュ銀行が外国人パートナーへの配当送金を許可するものとする。

輸出加工区内の企業に対する信用枠拡大について
(1984年1月23日、バングラデシュ銀行FE文書No.9)

輸出加工区内におけるAタイプ企業は、バングラデシュ銀行の事前決裁をもって、その資産を担保に海外の銀行から送金可能な外貨建て短期融資を受けることができるものとする。

(i) 輸出加工区内におけるAタイプ企業は、バングラデシュ銀行の事前決裁申請のため公認ディーラーを通じて、送金可能な外貨建て融資の詳細を提出するものとする。

(ii) 担保権が設定される資産は、Aタイプ企業がバングラデシュ国内にて全て保有する必要がある。

(iii) バングラデシュ銀行の事前決裁をもって、公認ディーラーは外貨建て短期融資をバングラデシュ銀行FE文書No.37、第4章に基づくAタイプ企業のFC口座に貸し方記入する。また当該口座は下記目的のため、自由に借方記入できるものとする：

- (a) 機械、原材料輸入、利息、サービス料支払い、融資返済のための送金
- (b) Aタイプ企業が国内での支払いをするためのタカ通貨口座への貸方記入

(iv) 上記融資にはタカ通貨レートの先物為替資産機能は付されないものとする。

(v) 当該融資が債権者によって差し押さえられた場合には、Aタイプ企業が全て保有する資産（外国銀行に対し担保として提供されたもの）を売却し、下記の条件に基づき収益を送金するものとする：

- (a) 当該資産が外為にて売却されること。
- (b) バングラデシュ国内での負債が全て返済されること。
- (c) バングラデシュ銀行の事前承認が得られること。外為送金および賃金労働者スキームに基づく送金を当該目的に用いることはできないものとする。

(vi) 輸出加工区内におけるBタイプ企業も、バングラデシュ銀行の事前決裁をもって、その資産を担保に海外の銀行から送金可能な外貨建て短期融資を受けることができるものとし、Aタイプ企業に対するのと同様の手続が適用される。ただし、バングラデシュ国外の人物、団体に対し、Bタイプ企業の保有資産、原材料への担保設定をすることはできないものとする。ただし、バングラデシュ銀行の事前承認をもって、公認ディーラーは海外銀行、金融機関に対しBタイプ企業への送金可能な外貨建て融資につき保証を発行できるものとする。

2. 公認ディーラーはまた、バングラデシュ銀行の事前決裁をもって、Bタイプ企業への外貨建て短期融資の100%を限度にタカ通貨建て融資を許可できるものとする。当該融資は、外貨建て収益がタカ通貨に両替され、FC口座に貸方記入されない場合のみ許可される。輸出加工区内におけるBタイプ企業はバングラデシュ銀行の事前決裁を受けるため、公認ディーラーを通じて申請を行うものとする。

(i) Bタイプ企業はバングラデシュ国外の人物、団体およびタカ通貨建て融資に対し、Bタイプ企業の保有資産、原材料への担保設定をすることはできないものとする。

(ii) Bタイプ企業は1983年バングラデシュ銀行FE文書No.26に基づくタカ通貨建て融資における先物為替資産機能を当初6カ月間は利用できないものとする。

(iii) 送金可能な外貨建て短期融資に対するタカ通貨融資は A タイプ企業には許可されないものとする。

3. 公認ディーラーは輸出加工区外の C タイプ企業に対しても、信用枠を拡大できるものとする。

4. 外貨建て融資の送金は全て利息支払いも含め、バングラデシュ銀行の事前承認を必要とする。ただし、1983 年バングラデシュ銀行 FE 文書 No. 37 の第 4 章に基づき輸出加工区内の A・B タイプ企業が保有する外貨口座からの送金には当該承認は不要である。元利返済のための融資を受けることはできず、バングラデシュ国内にて借入れた資金を当該目的のために使用することはできないものとする。

5. 輸出加工区内における服飾企業の信用補完のため、見返り信用状機能が付与されることとなった。1982 年 5 月 12 日付 ECP フォーム 241/A-3050 に記載される指示を適用し、さらに公認ディーラーは信用状開設者による必要な手続完了を自ら確認し、遅れがあった場合には外部からの資金調達によって外為を調達するものとする。XPL/WES に基づく資金を含め、バングラデシュにて調達される資金を当該目的に使用することはできないものとする。

輸出加工区内 B タイプ企業に対する信用枠・送金方法の拡大について
(1993 年 12 月 21 日、バングラデシュ銀行 FE 文書 No. 79)

B タイプ企業（合弁プロジェクト）の外国人パートナーは、輸出加工区内における企業設立に必要な機械、設備を提供する必要がある。

輸出加工区内における合弁の場合には、外国人パートナーはバングラデシュ国外からの借入れまたは自己資金によって外貨建てにて拠出分をまかない、現地パートナーも同様に現地通貨建てにて拠出するものとする。ただし、外国人パートナーによって合意された合弁プロジェクトに係る拠出金が機械、設備費用をまかなうのに不十分な場合には、バングラデシュ銀行の承認をもって、不足分を補うためタカ通貨の外貨両替（現地パートナーの拠出分を超えない額）が許可される。

公認ディーラーはまた、プロジェクト合意に基づく B タイプ企業現地株主の拠出分の限度内にて、バングラデシュ銀行の事前承認なく現地通貨建て融資を提供することができる。機械輸入および融資利息のため提供される外為は、外為収益をもって返済されるものとする。

輸出加工区内における異なる企業に対する信用枠・送金機能拡大に関するその他規則には、変更はないものとする。

輸出加工区内 A・B タイプ企業の輸出収益外貨口座預金について
(1989 年 7 月 16 日、バングラデシュ銀行 FE 文書 No. 25)

1983 年 FE 文書 No. 37 第 4 章 (i)、(ii) を一部改正し、下記の通りとする：

(a) 輸出加工区内における A タイプ企業の輸出に係る C&F・FOB から 5%を控除する規定は排除され、A タイプ企業は輸出収益全額を、バングラデシュ国内の公認ディーラーが管理する外貨口座へ預金できるものとする。

(b) 服飾企業を除く B タイプ企業は、輸出額の 70%をバングラデシュ銀行の事前承認なく外貨口座に預金し、残り 30%を公的為替レートにて現地通貨建て口座に預金できるものとする。

輸出加工区内 B タイプ企業の輸出収益 FC 口座預金について
(1989 年 12 月 4 日、バングラデシュ銀行 FE 文書 No. 33)

公認ディーラーは、1889 年 7 月 16 日付 FE 文書 No. 25 を参照のこと。

2. 上記文書の第 1 章 (b) を排除し、下記の指示に従うものとする：

服飾企業を除く輸出加工区内における B タイプ企業は、輸出収益の 70%をバングラデシュ銀行の事前承認なく外貨口座に預金し、残り 30%を SEM レートにて換金し現地通貨建て口座に預金できるものとする。公認ディーラーの購入外貨は、1988 年 3 月 17 日付 FE 文書 No. 15 (3) に基づきバングラデシュ銀行の SEM ファンドへ売却されるものとする。

各輸出にかかる原材料、スペア部品輸入および他の外貨建てコストが当該輸出収益の 70%を超える場合には、SEM レートにて換金された残り 30%の輸出収益を用いて SEM レートにて資金調達するためバングラデシュ銀行に申請できるものとする。服飾企業の場合には、1984 年 8 月 23 日付 FE 文書 66 に基づき、輸出収益の 75%は外貨口座に、残り 25%は現地通貨建て口座に貸方記入されるものとする。当該 25%の換金には 1988 年 3 月 17 日付 FE 文書 No. 15 が適用される。

輸出加工区内 C タイプ企業の輸出収益 FC 口座預金について
(1994 年 5 月 15 日、Bangladesh 銀行 FE 文書 No. 18)

公認ディーラーは、1983 年 5 月 10 日付 FE 文書 No. 37 第 4 章 (3) を参照のこと。

2. 輸出加工区内における C タイプ企業は全て、外貨建て輸出額（本船渡し値段）を付加価値控除後に FC 口座に預金できるものとする。

当該事項には、Bangladesh 銀行の事前承認は不要である。

輸出加工区内 B・C タイプ服飾企業の FC 口座運営について
(1984 年 8 月 23 日、バングラデシュ銀行 FE 文書 No. 66)

1883 年 5 月 10 日付 FE 文書 No. 37 第 4 章 (ii) (iii) を一部修正し、公認ディーラーは輸出加工区内における B・C タイプ服飾企業による輸出額の C&F・FOB 価格の 75%までを、バングラデシュ銀行の事前承認なく FC 口座に貸方記入できるものとする。残り 25%は公的為替レートにて現地通貨建て口座に貸方記入するものとする。

2. 機械、原材料、サービス料やロイヤルティ支払い、融資返済や国内での支払い、海外送金のため、上記 B・C タイプ企業は口座から自由に資金を引出せるものとする。

輸出加工区内 B・C タイプ企業の FC 口座運営について
(1995 年 8 月 2 日、バングラデシュ銀行 FE 文書 No. 21)

公認ディーラーは、1989 年 FC 文書 No. 25 (b) および 1994 年 FC 文書 No. 18 を参照のこと。

上記文書を一部修正し、輸出加工区内にて、輸入原材料のみを使用する B・C タイプ企業（服飾企業除く）は、輸出額の C&F・FOB 価格の 80%までを、バングラデシュ銀行の事前承認なく FC 口座に貸方記入できるものとする。残り 20%は公的為替レートにて現地通貨建て口座に貸方記入するものとする。

輸出加工区内の企業による外国為替の現金化について：SEM レートの適用
(1988 年 3 月 17 日、バングラデシュ銀行 FE 文書 No. 15)

公認ディーラーは、輸出加工区内における企業部門の外為取引に関し、1983 年 FC 文書 No. 37 および 1984 年 FC 文書 No. 66 を参照のこと。

2. 輸出加工区内における企業の輸出収益の現金化に際しては、公的為替レートの代わりに SEM レートが適用される。また、現地での費用をまかなうため海外にて調達される資金の現金化も同様である。

3. 外為資金（強制的または任意の現金化）は、バングラデシュ銀行がダッカの本店を通じその SEM ファンドにおいて公認ディーラーが販売するものとする（資金は 5 千または 3 千米ドル単位にて端数を切り捨て、これより小さい単位は除外される）。バングラデシュ銀行の事前承認をもって現地での費用をまかなうため海外にて調達される資金の現金化および、輸出加工区内にて生じる他の外為収益の販売は、公認ディーラーにとって義務ではなく、為替ポジションとは別に当該外為資金を保有できるものとする。

4. 輸出加工区内における A タイプ企業が SEM レートにて現金化したタカ通貨資金が（必要経費の支払い後）年度末に送金可能となった場合には、SEM レートにて外貨に再両替できるものとする。

5. 輸出加工区内においては XPB は禁止されるものとする。

輸出加工区内 A・B タイプ企業による FC での支払いについて
(1987 年 3 月 3 日、バングラデシュ銀行 FE 文書 No. 13)

公認ディーラーは、1983 年 FC 文書 No. 37 および 1984 年 FC 文書 No. 66 を参照のこと。

輸出加工区内における A タイプ企業は、1983 年 FE 文書 No. 37 に基づき、輸出加工区庁に対する外貨建て支払い分を、FC 口座に貸方記入される輸出収益の 95%をもって支払うものとする。

B タイプ企業は外国人と現地人の出資比率に応じて、輸出加工区庁に対する支払い分を外貨建て、現地通貨建てにて支払うものとする。当該支払い分について、公認ディーラーは 1983 年 FE 文書 No. 37 に基づくバングラデシュ銀行の事前承認なく、服飾企業を除く B タイプ企業の FC 口座に貸方記入できるものとする。B タイプ服飾企業の場合には、1984 年 FC 文書 No. 66 に基づき、輸入収益の 75%超を FC 口座に貸方記入できるものとする。

輸出加工区内 A タイプ企業による輸出向け船荷証券・航空貨物受取証・その他権利書類の発行と裏書について

(1992 年 4 月 26 日、バングラデシュ銀行 FE 文書 No. SPA1)

バングラデシュ国外への輸出向け船荷証券・航空貨物受取証・その他権利書類の発行と裏書に関する輸出管理規則（1986 年版）第 21 章 8、9 段落を参照のこと。

公認ディーラー宛の船荷証券・航空貨物受取証・その他権利書類は、輸出加工区内における A タイプ企業に対しては任意のものである。信用状開設銀行・荷受人宛の書類は、信用・輸出に関する合意に基づき有効な書類とみなされる。この場合、公認ディーラーは輸出者が輸出加工区内における A タイプ企業である旨を証明するものとする。

上記輸出書類に関する信用状・輸出合意に基づき公認ディーラーが荷受人・銀行の船荷証券・航空貨物受取証・その他権利書類に裏書する場合、公認ディーラー宛の裏書であっても有効とみなされる。

その他事項については変更なしとする。

非居住者による FC 預金口座について (NFGD 口座)
(1986 年 6 月 23 日、バングラデシュ銀行 FE 文書 No. 44)

海外在住バングラデシュ国民がバングラデシュ国内銀行に定期預金の形で投資できるよう、「外貨預金口座」スキームが 1982 年に導入された (1982 年 FE 文書 No. 28)。これによると海外在住バングラデシュ国民は政府役人や国際機関へ派遣されている政府系機関の職員を含め、バングラデシュ国内銀行に 1、3、6 カ月または 1 年間預金することができ、国際金融市場およびユーロ通貨市場におけるのと同等の金利が適用される。

海外にて登記、設立された企業 (銀行その他金融機関) および外国人は、機関投資家も含めバングラデシュ国内銀行にて外貨定期預金を保有できるものとする。

預金は最低 2 万 5,000 米ドルまたは同等の英ポンドから預入れ可能である。非居住者の外貨預金口座に適用される条件は、外国人、外国企業と同じものが適用される。一部は下記に要約される通りである：

i. 口座開設方法

添付物 A に従い、署名見本とあわせて外為取引許可申請書類をバングラデシュ国内銀行に提出するものとする。当該署名見本はしかるべき人物、銀行、または銀行の認識する人物によって認証されるものとする。

ii. 指定通貨

口座維持に必要な通貨は米ドルまたは英ポンドとする。ただし他の通貨での送金も可能である。その場合には銀行が預金者の指示に従い、米ドルまたは英ポンドに両替するものとする。

iii. 銀行は当該 NDCD 口座預金に対し、バングラデシュ銀行の定める金利を支払うものとする。利率は適用時のユーロ通貨預金レートに基づき決定される。預金日における適用金利は預金期間中、変更されないものとする。

iv. 評価日

預金日とは、バングラデシュ国内銀行の海外口座向けに外貨が実際に入金された日を意味する。

v. 元利送金

口座持ち主は金利差益および預金残高を、居住国またはその指定する地域へ電信為替、または郵便為替にて指定口座へ送金するか、居住国の銀行宛に「受取人勘定」と記載した為替を発行できるものとする。口座持ち主は、元利の一部または全部を、既存の外為規制に基づきバングラデシュ国内銀行の民間外貨預金口座に送金するか、バングラデシュ国内での使用のため公的レートにてタカ通貨に両替できるものとする。

非居住者の預金口座機能の拡大について
(1990年9月25日、バングラデシュ銀行FE文書No. 49)

非居住者である外国人、海外で登記設立された企業、機関投資家を含む銀行、金融機関が公認ディーラーの管理の下、海外在住のバングラデシュ国民同様に非居住者外貨預金口座（NFGD）を保有できることに関し、公認ディーラーは、1986年6月23日付FC文書No. 44の2を参照のこと。

1986年FE文書No. 44に基づき、輸出加工区内におけるAタイプ企業（100%外国資本）もNFGD口座を保有できるものとする。

海外で働く Bangladesh 国民を含む非居住者・団体の FC 口座に対する金利適用について

(1997 年 3 月 16 日、FE 文書 No. 4)

海外で働く Bangladesh 国民を含む非居住者・団体は、公認ディーラーの管理の下、Bangladesh 国内にて外貨口座を保有できるものとする。当該口座に預金される 1、3、6 カ月または 1 年物定期預金にはユーロ通貨預金金利が適用される（1986 年 EC 規則第 X 章および 1993 年 FE 文書 No. 52、1986 年 FE 文書 No. 44 を参照のこと）。ただし、定期預金以外に関しては明確な金利適用基準がなく、1 カ月以上といった一定期間中残高を維持していても金利収入が少ないため、Bangladesh 国内での預金は少なかった。

こうした状況を鑑み、公認ディーラーが管理する非居住者の預金口座（定期預金以外かつ 1,000 米ドルまたは 500 英ポンド以下、ならびに他の通貨建て同等額）に 1 カ月以上残高がある場合には、ユーロ通貨金利の適用を認めた。

輸出加工区内における銀行設立について
(1985年11月12日、MF SRO No. 474-4/85)

1962年銀行法(1962のLVI)第93章に基づき、政府はBangladesh銀行の提言をもつて、同法の27、28、32(2)、33、40、41、42、83(1)、83(3)、83(5)、85、93、94以外の規定を、1980年Bangladesh輸出加工区庁法(1980のXXXVI)第14章に基づき輸出加工区内における営業を許可された銀行には適用しないものとする。

輸出加工区内におけるオフショア銀行設立について
(1985年12月17日、バングラデシュ銀行BCD文書No.(P)744(27))

下記の条件に基づき、オフショア銀行(OBU)のバングラデシュでの営業を許可するものとする。

- i) OBUはバングラデシュ国内または国外にて設立される銀行の一部とする。ただしオフショア銀行業務において別個の口座を保有できるものとする。
- ii) 例外を除き、OBUの営業はバングラデシュ法にて規制されるものとする。
- iii) OBU営業にはバングラデシュ銀行のライセンスが必要とされる。当該ライセンスはバングラデシュ銀行の裁量により発行される。ライセンス許可にあたっては、OBUと大手金融機関との緊密な関係の有無が重要である。
- iv) OBUはバングラデシュ国外からの預金受け入れ、借入れとも自由にでき、海外投資、前受金支払い、輸出加工区内の企業との取引も可能である。OBUライセンス申請中の銀行は、営業範囲となる資産、負債額を自主的に提示することが求められる。
- v) OBUには遵守すべき自己資本比率や流動性比率はないが、流動性比率の健全さと、必要であれば本店の支援が受けられる旨の保証をバングラデシュ銀行に提出する必要がある。
- vi) OBUは米ドル、英ポンド、カナダドル、独マルク、日本円、スイスフラン、オランダギルダー、仏フラン、スウェーデンクローネ、シンガポールドルなどの特定外貨取引ができ、自己の保有する預金の最低額を自由に決定することができる。
- vii) OBUの所在地に制限はなく輸出加工区内または外部に設置できる。既存の銀行支店も別個の窓口にてOBU営業ができるものとする。
- viii) 輸出加工区外のバングラデシュ居住者との銀行取引はできないが、非居住者との銀行取引には制限はない。
- ix) 地場銀行も海外銀行への預金同様、OBUに外貨口座を保有できるものとする。
- x) OBUに関する記録はバングラデシュ銀行のみ閲覧可能である。OBUはバングラデシュ銀行の求めに応じて、口座全般に関する報告書を提出・返却するものとする。
- xi) OBUは国内保険法の適用外となり海外の保険を購入することができる。
- xii) OBUはバングラデシュ国内での所在地に関係なく、1980年輸出加工区庁法が適用される。
- xiii) OBUがバングラデシュ国外で調達した外貨融資、預金に係る支払い金利に対しては、所得税が免除される。
- xiv) OBUライセンス取得後、輸出加工区庁に対し登録料5千米ドルをまず支払い、以後は毎年更新料を支払うものとする。

2. OBU銀行は1985年11月12日付政府通達SRONo. 474-4/85に基づき、銀行法の規定が一部免除される。

OBU銀行は政府が妥当とみなす期間中、1972年バングラデシュ銀行法令代36章(1)の適用が免除される。

特定事項に関する為替管理規則の簡素化について

1. 非居住者への株式発行および譲渡

下記事項については、バングラデシュ銀行の事前承認なく行えるものとする：

- (a) バングラデシュ国内の合併における非居住者の投資に対する株式発行および譲渡
- (b) 非居住者間での株式配当譲渡
- (c) 非居住者が保有する株式への配当送金
- (d) 新規公募への非居住者による投資

2. 非居住者による上場株式への投資

非居住者はこれまで上場株式への投資が認められていなかったが、現在は送金為替受け取りに対し、当該投資が許可される。キャピタルゲインを含む収益、配当はバングラデシュ銀行の事前承認なく送金可能である。

3. 配当源泉課税

既に源泉徴収されている場合には、税金支払い前に配当およびキャピタルゲインを送金できるものとする。

4. 外国企業収益の送金

外国企業のバングラデシュ支店の収益を本社へ送金する際には、バングラデシュ銀行の事前承認は不要である。

5. 外国人の給与、貯金の送金

下記送金にはバングラデシュ銀行の事前承認は不要である：

- (a) 政府承認がある場合、バングラデシュにて働く外国人の給与の 50%送金
- (b) バングラデシュにて働く外国人に付与される休暇給与の 100%送金
- (c) バングラデシュにて退職する際に付与される貯金その他年金。以前はバングラデシュ銀行の事前承認後の準備基金送金のみが可能であった。

6. 非居住者である輸入者を代理するバングラデシュ輸出組合に対し発行される銀行保証および契約履行保証

7. 重量不足、欠陥、分割船積みを補完するための送金で、輸出収益の 10%以内

8. 書類上の矛盾などが原因で、輸入者が物品輸入を拒否した場合に提供する、請求額からの割引（10%まで）

9. 為替管理制限については、下記の緩和措置をとるものとする：

- (a) 輸出加工区にて設立された A タイプ企業、B タイプ企業は、バングラデシュ銀行の事前承認なく短期の外貨建て融資調達が可能である。
- (b) 輸出加工区にて設立された合併企業に対し、当該企業が海外にて調達する外貨建て短期融資の 100%を限度に現地通貨建て融資を行える。
- (c) 外国企業および外国企業の管理下にある企業は、バングラデシュ銀行の事前承認なく海外から短期の外貨建て融資を調達できる。

10. 外国人客の宿泊料は現地通貨にて支払い可能である。

第3章 資本発行に関する文書

有限責任会社の外国人社員による株式売却に係る売上・譲渡収益の送金に関する通知
(産業省通達 No. SM/SN-1/N-4/89/85)
(1990年7月8日)

民間部門での外国投資促進のため、政府は1913年会社法に基づき登録される私的有限責任会社の外国人社員が保有する株式を売却、譲渡する際の送金を、1980年外国民間投資法（促進と保護）第8章（1）（2）および第9章に基づき下記のとおり定めるものとする：

(a) 外国人が保有する株式を送金目的で売却、譲渡する際の価格は下記に基づき決定される：

純資産/払込済み株式数

価格は決算書類および監査報告書に記載される有形資産コストから、負債（資本、準備資本を除く）を全て差し引いた後で決定される。

(b) 架空資産、無形資産を除く全ての固定資産および流動資産は有形資産とみなされる。

(c) 売却益を上回る金額（税金、費用を差し引いた後）の送金は認められない。

(d) （税金、費用を差し引いた後の）売却益が算出される売却価格を上回る場合には、政府は合理的理由に基づき売却益の送金（税金、費用を差し引いた後）を許可できるものとする。

(e) 売却益、算出される売却価格とも、送金前に税金、費用を支払うものとする。

第4章
 Bangladesh 銀行輸出加工区における税関規則

VAT 法のキャンセル

新 VAT 法の施行

付加価値税の免除

機械、装置、原材料輸入に係る関税および付加価値税の免除

1984 年関税規則（輸出加工区）

輸出加工区から国内関税地域（DTA）への物品輸出

輸出加工区内企業が生産する物品一覧

輸出加工区への輸入物品に係る通関手続

100%輸出目的で設置される保税倉庫から外貨での支払いと引き換えに輸出される Bangladesh 輸出加工区企業物品

輸出加工区内における土地譲渡にかかる印紙税の 50%免除

輸出加工区内における土地譲渡にかかる印紙税の免除

旧 VAT 法のキャンセル
(2019 年 6 月 13 日付 NBR, SRO No. 170-Law-2019/27/VAT)

2019 年 7 月 1 日より、1991 年 VAT 法およびそれに関する全ての SRO をキャンセルする。

新 VAT 法の施行
(2019 年 7 月 1 日付 NBR, SRO No. 168-Law-2019/25/VAT)

2019 年 7 月 1 日より、2012 年 VAT 法を有効とする。

付加価値税の免除

(2019年6月13日付 NBR, SRO No. 188-Law-2019/45/VAT)

2012年 VAT 法第 126 章、国家歳入庁の通知に基づき、輸出加工区内企業、100%輸出志向型企業、みなし輸出業者に対して輸入時および輸出品製造に係る以下の VAT について免税とする。

- a) 天然ガス
- b) 水 (WASA)
- c) 販売契約業者
- d) セキュリティーサービス
- e) 輸送業者
- f) 自動車レンタル
- g) 電気供給業者
- h) IT サービス
- i) 国外のサービス
- j) 福利厚生費および交際費
- k) 研究試験費
- l) 貨物輸送
- m) 輸送代理店
- n) 保険業者

機械、装置、原材料輸入に係る関税および付加価値税の免除
(1981年4月21日付 IRD SRO No. 125-L/81/634/税関)

1969年税関法(1969年のIV)第19章、1951年物品税法(1951年のIII)第7章(1)に基づき、政府は下記に対する関税、物品税を全額免除するものとする：

(a) 1980年バングラデシュ輸出加工区法(1980年のXXXVI)第10章に基づき、輸出加工区内での設置のために輸入される機械、スペア部品、機材、装置、設備、これらに係る品質管理装置および部品、ならびに

(b) 輸出加工区にて建物、工場建築のため輸入される原材料、装置

ただし、下記の要件を満たすものとする：

(i) 1980年バングラデシュ輸出加工区法(1980年のXXXVI)第3章に基づき設置される輸出加工区の議長の承認を得た物品かつ輸出加工区内での設置、使用に供されるものであること。

(ii) 当該輸入物品が生産、製造、加工、修理または再取付けのために輸出加工区内にて使用、設置されバングラデシュ国外へ輸出されること、および国家歳入局の書面による承認なくして、輸出加工区外での消費のために売却、処分してはならないことを記載した文書を、輸入者が当該物品の通関時に提出するものとする。

1984 年関税規則（輸出加工区）
（1984 年 12 月 10 日付 NBR SRO No. 545-L/84/889/税関）

1969 年税関法（1969 年の IV）第 219 章および付表 3 の 23 項に基づき、国家歳入局は下記規則を制定するものとする：

1984 年関税規則（輸出加工区）

1. 簡略名称および範囲

- (1) 当該規則は 1984 年関税規則（輸出加工区）と呼ばれる。
- (2) 1980 年バングラデシュ輸出加工区法（1980 年の XXXVI）第 10 章に基づき政府が指定する区域全般に適用される。

2. 定義

当該法律において文脈上の矛盾がない限り、下記の定義を用いるものとする：

- (a) 「税関法」とは、1969 年税関法（1969 年の IV）を意味する。
- (b) 「輸出加工区庁」とは、1980 年バングラデシュ輸出加工区法（1980 年の XXXVI）第 3 章に基づき設立されたバングラデシュ輸出加工区庁を意味する。
- (c) 輸出加工区に関連する「税関長」とは、輸出加工区所在地の税関長を意味する。
- (d) 輸出加工区に関連する「輸入」とは、バングラデシュ国外からの輸入かつ関税地域その他から輸出加工区に持ち込まれる物品を意味する。
- (e) 「関税地域」とは、輸出加工区外のあらゆるバングラデシュ国内地域を意味する。
- (f) 「区」とは、1980 年バングラデシュ輸出加工区法（1980 年の XXXVI）第 10 章に基づき政府が指定する区域を意味する。

3. 輸出加工区への物品輸入

- (1) 下記 (6)、(7) に基づき、バングラデシュ国外または他の関税地域から輸出加工区へ物品を輸入できるものとする。
- (2) 輸出加工区法に基づき輸出加工区への輸入物品に関する書類は、税関長に提出し審査、通関手続を受けるものとする。
- (3) 輸出加工区への輸入物品は輸出加工区法および関連規則に基づき審査される。
- (4) 輸出加工区法に基づき政府の免除措置が付与される物品は、輸出加工区内でのみ使用できるものとする。
- (5) 通関後の物品は全て税関監督のもと輸出加工区へ運搬され、輸入者および通関代理人の名称、運搬数、物品の数量、内容等を記載した通過証が添付される。輸出加工区にて物品を受け取る際に、税関職員が当該物品の輸出加工区への持ち込み許可を付与し、通過証を預かるものとする。
- (6) 公序良俗、安全、衛生、健康、動物・植物病理学上の懸念または特許、商標、著作権保護に関連し制限、禁止措置が課される場合を除き、物品の輸出加工区内への輸入を拒絶することはできないものとする。
- (7) 危険物質の輸出加工区内への輸入は、専用の保管施設が輸出加工区内にある場合のみ、許可される。
- (8) 輸出加工区内に輸入された物品は、輸出加工区庁が定める期間中、同区内にとどまるものとする。

4. 関税地域から輸出加工区への物品搬入

- (1) 輸出加工区における加工のため関税地域から搬入される物品は、バングラデシュ

国外輸出と同様の手続を経た後に搬入されるものとする。

(2) 輸出関税および物品税の免除または還付対象となる物品は、輸出加工区法および関連規則に基づき、輸出加工区への搬入後すみやかに当該措置を受けるものとする。

5. 輸出加工区からの物品輸出

(1) 輸出加工区からの物品輸出は、輸出加工区法および関連規則に従うものとする。

(2) 輸出のため通関手続を経た物品は、税関監督のもと税関所へ運搬され、輸入者および通関代理人の名称、運搬数、物品の数量、内容等を記載した通過証が添付される。税関所にて物品を受け取る際に、税関職員が当該物品の輸出許可を付与し、通過証を預かるものとする。

(3) 税関地域からの物品搬出に係る全ての書類を税関所または輸出加工区内の他の場所にて揃え、税関長の承認を受けるものとする。

6. 税関地域からの物品搬出

(1) 税関地域から個人での消費のために搬出できる物品は、輸出加工区庁の承認を得たものに限定される。

(2) 上記(1)に基づき輸出加工区庁が搬入を許可する物品は、輸出加工区法および、バングラデシュ国外物品の税関地域への輸入規則に定める要件を満たした後、税関地域外へ搬出できるものとする。

(3) 個人での消費のために搬出された物品の価格および関税率を決定するには、輸出加工区法および関連規則が適用されるものとする。

7. 損壊

関税地域に搬入された物品のうち、消費に適さないものは破棄されるか、または税関副官吏以上の職階にある税関職員により、税関長の規定する方法に基づき商業的価値がないものと判断される。

8. 毎年の在庫調査

税関長は、税関地域に設置される企業の在庫を、適切な方法をもって毎年調査するものとする。

9. 使途不明の物品

輸入者が提出する輸入物品に関する報告が要件を満たしていないと税関長補以上の職階にある税関職員が判断した場合には、輸入者は関税、その他税金を支払い、輸出加工区法および関連規則の違反に対する罰則金も支払うものとする。

10. 税関地域からの物品搬出に関する制限

上記5、6を除き、税関地域から他の地域へ物品を搬出することはできず、また税関長の事前承認なくして、当該物品を生産、製造、加工、修理または再取付けのために輸出加工区内にて使用することはできないものとする。

11. 税関地域の安全対策

(1) 税関長の承認をもって、各地域はフェンスで包囲されしかるべき検問所が設置されるものとする。

(2) 検問所の設置は税関長の承認する図案に基づき、輸出加工区庁が担当するものとする。

(3) 税関長は税関地域へのアクセス制限を課し、また営業時間を規制することができる。さらに、アクセス方法を監視し、税関地域へ搬入または税関地域から搬出される物品を随時抜き打ち検査し、所定の法律を遵守しているか確認するものとする。

輸出加工区から国内関税地域（DTA）への物品輸出
（1996年3月6日付NBR 服務規定 No. 1655/96/税関）

1984年税関規則（輸出加工区）第6章、第10章に基づき、輸出加工区から国内関税地域（DTA）への物品輸出入について規定する。税関当局およびコミッショナーは、バングラデシュの輸入者が輸出加工区にて生産される物品を国内関税地域へ輸入する際に、下記条件に基づく信用状開設をもってこれを許可するものとする：

- (1) 付表Aに記載される物品は輸入のみ許可される。
- (2) 年間輸入量は、当該企業が前の年に輸出した量の10%を超えないものとする。
- (3) バングラデシュ輸出加工区庁の承認、許可が必要とされる。
- (4) 1984年税関規則（輸出加工区）に定めるその他条件も適用される。

輸出加工区内企業が生産する物品一覧
(服飾企業除く)

玩具
サイクル
ジッパー
手袋
ベニヤ板
ソフトウェア
ビニールベルト
ファンモーター
ビニール袋
カートンボックス
セーター毛糸
サーキットボード
クリスタルブランク
サイクル部品
クォーツクリスタル
縫い糸
フロッピーディスク
プラスチックグラニューール
造花
電気製品
ダイキャスト部品
アルミニウムインゴット
電子製品
メタルパイプフィッティング
鉄鋼機械チェーン
オーディオビデオテープ
プリントジュート袋・ひも
釣りリール・ゴルフシャフト
ハンガーと付属品
光学機器部品
運動靴・革靴
パッド・キルト材料
編み・染め・プリント生地
ニット・染め・プリント生地
ハンドバッグ・スクールバッグ・大型バッグ
海洋・産業機械部品
乗り物・その他向けメタル部材
テリー織タオル・ショップタオル・外科用タオル
ラベル・ポリ袋・その他服飾付属品
椅子・テーブル・かご・折りたたみコンパクト椅子

輸出加工区への輸入物品に係る通関手続
(1983年5月23日付、NBR No. 4(1)税関 IX/83/260)

1. 輸出加工区内の企業は税関長に対し輸入申告書とインボイスを各6部用意し、輸出加工区内の税関窓口へ提出するものとする。
2. 輸入申告書は税関にて登録され日付の入ったエントリー番号が付与される。記載事項の確認後、5部は輸入者・代理人に返却され、原本は税関にて保管する。輸入申告書提出時に、物品運搬時の警護を申し込むことができる。
3. 輸入申告書に税関職員が「提出済み」の文言を付し、税関にて輸入物品のパッケージ数量・マークを確認後、港から輸出加工区まで検査なしで警護に付き添われ運搬される。当該輸入申告書に疑いがある場合には、物品が港湾内にある間に、これを検査できるものとする。通知書2部はゲートにて回収され、輸入者が物品を受け取った証として、原本と共に保管される。残り4部は下記に従い処理される：
 - (i) 3番目のコピーは輸入者が保管する
 - (ii) 4番目のコピーはバングラデシュ銀行為替管理部が保管する
 - (iii) 5番目のコピーはバングラデシュ輸出加工区庁マーケティング部が保管する
 - (iv) 6番目のコピーは輸出加工区のゲートオフィスにて保管する
4. 輸出加工区内の企業は税関から登録番号を付与され、輸入物品は全て登録番号と価値が簡単に記録される。
5. 輸入物品および在庫の検査は税関職員、輸出加工区庁職員の立会いのもと輸出加工区内、できれば工場敷地内にて行われる。
6. 輸入者はバングラデシュ輸出加工区庁に対し、輸出品製造目的のため、当該輸入品を適切に使用することを説明するものとする。
7. 輸入申告書はピンク色である。
8. 識別を容易にし通関手続を迅速化するため、輸出加工区への輸入物品は梱包後に黄色のひもで結ぶものとする。

M/S _____
(通関代理人)

住所：
通関代理人ライセンス番号 _____

100%輸出目的で設置される保税倉庫から外貨での支払いと引き換えに輸出されるバングラデシュ輸出加工区企業物品

(1983年7月5日付、NBR規則1515/税関/93)

特別保税倉庫から輸出加工区への輸出に関する規制の欠如により、さまざまな問題、複雑さが生じた。これらを解決するため、下記の規則が適用されるものとする。

特別保税倉庫から100%輸出目的で設立された輸出加工区への物品供給は、通常の輸出同様にみなされる。輸出加工区の税関ゲートに入る物品はその輸出為替の第1・第2およびDED0コピーが税関職員の承認を受けた後、税関当局の輸出部へ転送される。

輸出過程において、輸出者は通常の輸出同様のバングラデシュ銀行外為規制に従うものとする。

当該輸出目的のため、輸出者は「免税または払い戻し請求なし」との文言を付した輸出為替を含む必要書類を全て準備し、税関に提出するものとする。

輸出者はバングラデシュ国内銀行に外為口座を保有し、当該口座の詳細を記載した書類を輸出為替と共に提出する。バングラデシュ銀行に提出される輸出為替のコピーには、輸出者氏名と外為口座を保有する銀行名を記載するものとする。輸出収益はTC、為替、小切手またはクレジットカードの形にて外貨保有できるものとする。

特別保税倉庫からチッタゴン、ダッカ（サバール）へ輸出される物品の輸出為替はチッタゴン税関、物品税、付加価値税担当部へそれぞれ提出されるものとする。

輸出加工区内における土地譲渡にかかる印紙税の 50%免除
(IRD SRO No. 96 (法律 97/IR/IRD-8/17/94 (印紙) 222)
(1997 年 4 月 12 日付)

1899 年印紙税法 (1899 年の II) 第 9 章 (a) に基づき、政府は 1987 年 4 月 2 日付 SRO No. 52/L/87/MF/IRD-1/27/86 (印紙) 58 を取り消し、1980 年バングラデシュ輸出加工区法 (1980 年の XXXVI) 第 10 章に基づく、輸出志向企業設立のための土地譲渡合意にかかる印紙税を 50%免除することとする。

輸出加工区内における土地譲渡にかかる印紙税の免除
(1997年4月12日付 SRO No. 96/Law/97/IR/IRD-8/17/94 (印紙) 222)

1899年印紙税法(1899年のII)第9章(a)に基づき、政府は輸出加工区内にて投資家に割り当てられる土地の譲渡に関し、当該土地のリース合意に係る印紙税を50%免除することとする。

第5章
輸出加工区における所得税規則

輸入品にかかる源泉税

輸出加工区における機械・プラントの減価償却期間短縮

輸出加工区への輸入および輸出加工区からの輸出

輸入品にかかる源泉税
 (2019年1月1日付、SRO No. 02-法律/2019)

1984年所得税法第53章BBBBに基づき、輸入品にかかる源泉税は0.6%から0.25%に変更されるものとする。

輸出加工区における機械・プラントの減価償却期間短縮
(1986年7月1日付、IRD SRO No. 269-法律/86)

1984年所得税法(1984年のXXXVI)第44章(4)(b)に基づき、政府は1980年輸出加工区法(1980年のXXXVI)第10章に基づき輸出加工区内に設立されるハイテク電子産業における機械、プラントの減価償却期間の短縮を認めるものとする(バングラデシュ国内にて使用されていなかったオフィス機器および輸送用乗り物を除く)。対象範囲となるのは当該機械、プラント費用の100%相当で、5年または10年の免税期間中である。ただし当該機械、プラントを設置した月の終わりから4カ月以内に、理事会に対し承認申請をすることが要求される。

輸出加工区への輸入および輸出加工区からの輸出（要約）

- (a) バングラデシュ国外から輸出加工区への輸出入は、バングラデシュ銀行および国家歳入局が定める規則に従うものとする。
- (b) 下記 (c)、(d)、(e) に基づき、輸出加工区からバングラデシュ国内他地域への物品の移動は全て、輸出入管理規則に従うものとする。
- (c) 輸出加工区庁は、(NBR からの NOC に基づき) バングラデシュ税関から輸出加工区に搬入される物品のリストを作成し、商務省から承認を得るものとする。訂正等は同様の手続に従い行われる。輸出加工区内の企業はその外貨口座資金を用いて輸入費用を支払うものとする。
輸出加工区庁は、輸出加工区内の企業に対し通帳を発行し、当該通帳には1年、半年または四半期毎に国内にて調達される物品のタカ通貨における上限価格を記載するものとする。当該上限に達した場合には、新たな上限を付与するか、通帳を新規発行するものとする。
- (d) 輸出加工区庁は、修繕目的で輸出加工区外に持ち出される機械、装置について、「立入り」「退出」パスを発行する。当該パスを参照し税関での登録後、機械、装置の修繕のため輸出加工区外への搬出および修繕後の搬入を許可するものとする。
- (e) 輸出加工区内の企業において副産物として排出される産業廃棄物は、必要があれば商務省の事前承認取得と関税その他の支払いを済ませた上で、バングラデシュ国内に輸入するものとする。
- (f) 輸出加工区内で使用するためバングラデシュ関税地域にて現地通貨で購入できる物品は下記の通りである：

1. オフィス機器および印刷用品
2. 飲食物
3. POL：石油、ディーゼル、潤滑油、灯油、重油、ガソリン、ターピン油、ココナツ油、ガスシリンダー
4. あらゆる建築資材：れんが、砂、セメント、MS ロッド、釘、塗料、ニス
5. 梱包資材：ポリ袋、カートン、ストラップ、マニラ板、ヘッセン麻布、糸、ヘイジャン布、梱包木材、アイロンベルト、テープ、ストラップバンド、クリップ、紙ボード、ティッシュ、ベルトフック、フォーム・コルクシート
6. 染料および化学物質：シンナー、漂白剤、ソーダ灰、過マンガン酸カリウム、硫酸ナトリウム、硫酸、苛性融剤
7. 輸出加工区内で使用される薬品
8. 付属品：編みラベル、ボタン、糸、弾力材、ジッパー、ピン、テープ、バンドおよびクリップ
9. スペア部品：針板、ミシン部品、ロッパー、モーターベルト、発動機部品、ボイラー部品、ボルトナット、グラインダー、ゲートバルブ、溶接ロッド、ドリル、ホースパイプ、スチールシート、アングル、フラットバー、ブッシュ、ベアリング
10. 電気製品：誘導電動機、サーキットブレーカー、スイッチ、絶縁テープ、各種バルブ、ヒーターコイル、チューブライト、ドライスターター